



一斉改選直前号

# 引き継ぐモノ・コト をととのえる



この3年間

コロナ禍の中で

思うように活動ができない現状に

多くの葛藤があったかと思えます。

それでも、

皆さんが地域にいらることで、

「すぐ傍に見守ってくれている人がいる」

「自分の話に耳を傾けてくれる人がいる」

そんな安心感を住民の皆さんに

届けられていたのだと思います。

本年12月には一斉改選を迎えます。

継続される方も、退任される方も

次の世代につなぐ、地域や住民のこと、

これまでの活動を通して感じたことを

一緒に振り返ってみてください。

退任される皆さんへ (榎本 豊・県民児協会長) … P 2

1 特集 …… P 3～12

① 引き継ぐモノ・コトを … P 3・12  
ととのえる

② 一斉改選で引き継ぐ … P 4～11  
モノ・コト

(P 4～8) 全民児連編

(P 9・10) 県民児協編

(P10) 市町村編

(P11) 引継物品チェックリスト

2 民生委員・児童委員 …… P 13  
活動ハンドブック

3 令和3年度 …… P 14・15  
事業報告・決算

お知らせ・編集後記 …… P 16

本誌の  
統一表記

「民生委員・児童委員、主任児童委員」を「民生委員」、  
「社会福祉協議会」を「社協」、「全国民生委員児童  
委員連合会」を「全民児連」、「全国社会福祉協議会」  
を「全社協」と表記（略称）。

## 退任される皆さんへ

民生委員・児童委員、主任児童委員活動、大変お疲れさまでした。これまでの委員活動を振り返り、今はどのような心持ちでしょうか？

私も、この改選をもって 33 年に及んだ民生委員の任を終えることになりました。私が委嘱を受けた当時は、地域の「名誉職」と呼ばれる時代でもありました。その後、平成 12 年に民生委員法が改正され「名誉職」規定は削除されました。この時から民生委員は「地域福祉の担い手」として「住民の福祉の増進を図るための活動を行う」ことになりました。

現在、県内で取り組んでいる民生委員活動を見渡してみると、たしかに地域福祉の担い手として、相談・自立支援活動をはじめ、訪問活動やサロン活動、登下校の見守り、乳幼児健診、防犯や防災の取り組みなど、実に広範囲・多岐に渡る活動に携わっています。

ただ、ここでよくよく留意しておきたいのは、民生委員の役割は「地域住民が自立した生活をおくるためのお手伝いをする」という点です。そのためには、地域住民の生活状況を把握し、見守ることも必要になってきます。また、必要な支援を受けることができるように、行政等の福祉サービスにつなぐことや、地域や生活・福祉に関する情報を届ける（つなぐ）必要もあります。

民生委員は、そうしたお手伝いはするものの、あくまで主役は地域住民その人です。昨今、よく耳にする「地域共生社会」も、地域住民一人ひとりがその人らしく住み慣れた街で暮らすことができる環境を整えていくところに眼目があります。

これまで皆さんが民生委員として取り組んできた貴重な経験は、これから「地域共生社会」を目指す地域にとって大切な財産でもあります。ぜひ、活動で培った識見を活かし、そこに暮らす住民が主役の“地域づくり”、そして“つながりのある地域づくり”にお役立ていただければ幸いです。

あらためて、これまで民生委員・児童委員、主任児童委員活動にご尽力いただき、誠にありがとうございました。皆さんのますますのご健勝を祈念致します。



公益財団法人  
千葉県民生委員児童委員協議会

会長 **榎本 豊**

# 引き継ぐモノ・コトをととのえる

令和4年12月、3年に1度の一斉改選を迎えます。

退任される皆さんは、これまで配布された資料等を、本号「特集2 引き継ぐモノ・コト（P4～11）」を参考に、きちんと後任者へ引き継げるように準備をお願いします。

ただ、この引き継ぎ、物品だけを引き継げばよいというものでもありません。大切なことは、担当区域の概況や、これまで続けてきた活動の内容、そこに暮らす住民のことを、次の委員へと引き継いでいくことです。

そして、皆さんがこれまで関わってきた地域への思いや、その土地ならではの慣わしややり取り、活動のやりがい、負担感と

いったことも、新任委員にとっては何よりの教材となるはずです。

ぜひ、「引き継ぐモノ・コトをととのえる（P12）」の手順に沿って、そういった点も確認してみてください。

新旧委員と住民の顔つなぎも大切です。住民にとっても、新任委員にとっても、初めての顔合わせは、お互いの人柄や生活環境などがわからない中で緊張もします。

皆さんがこれまで行ってきた活動を、今後も継続していくためにも、後任者である新任委員と一緒に、見守り等の支援が必要な住民を訪問し、新旧交代の顔つなぎに、ぜひご協力をお願いいたします。

一斉改選までに、退任委員と継続委員と一緒にこれまでの活動を振り返ることも大切です。特に、この3年間、悩まされてきた「コロナ禍での活動」についてです。

前回の一斉改選後、「さあこれから民生委員活動に取り組もう」という矢先に、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、活動の自粛を余儀なくされました。以後、地域での活動は思うに任せない状況が続いていましたが、少しずつではあるものの、今では再開の兆しが見えてきました。

民生委員としてコロナ禍で感じた地域のことや住民のことはもちろん、コロナ禍だからこそ見えてきたこともあるでしょう。

そうした点について、本誌の前号（83号）「コロナ禍の活動をととのえる」を活用し検討する時間を持ってください。

加えて、新任委員に伝えたい内容を整理し、その迎え方についても考えておきたいところですよ。本誌（79号）「一斉改選直前号 一斉改選を考える」を参考に、新任委員に伝えておきたい活動の基本や姿勢、訪問活動のイロハ、地域の関係団体とのつながりの持ち方などについても検討する時間を持ってください。

新任委員が、少しずつ活動への理解を深め、地域に向き合っていけるよう活動しやすい環境づくりをととのえていきましょ。

## 一斉改選で引き継ぐ

モノ  
コト

このコーナーでは、一斉改選時に引き継ぐ必要があるモノや、その留意点について、「全民児連」・「県民児協」・「市町村」にご紹介しています。

これに加えて、地区民児協や委員個人で引き継ぐモノも、P11のチェックリストを活用しながら確認していきましょう。

また、これまでとは異なり、コロナ禍での引き継ぎ作業となります。本会と全民児連の冊子等は、紙での引き継ぎにこだわらずに、「データ掲載場所を周知」引き継ぎ」とすることも検討しましょう。

継続される方も退任される方も、一斉改選の前に、「引き継ぐモノ・コト」を確認・整理しながら、あらためてこれまでの活動を振り返り、よかった点や改善点などについて一緒に話し合ってみてください。

P4～10に掲載する全民児連及び県民児協の冊子等は、下記HPで（一部を除き）ダウンロードすることができます。また、本コーナーは、令和元年10月に発行した「ちば民児協だより第79号」の同コーナーを、再編集（加筆・訂正）のうえ、掲載しています。

- 全民児連HP (<https://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>) のトップページから、右上のメニュー「民生委員・児童委員／民児協関係者専用ページ」に進み、パスワード「20131201」（半角）を入力してください。
- 県民児協HP (<https://chiba-minkyu.or.jp/>) のトップページから、「(紫色の風船) 民生委員・福祉関係者の方へ」に進み、「(学ぶ) その他の冊子」でご確認ください。

## 1 活動記録

「活動記録」は、月単位の活動内容や要支援者・関係機関との関わり方等を把握することができる、新任委員にとって大切な情報源です。

住民への継続的な支援を行うためにも、原則引き継ぐようにしましょう。

退任予定者は、記載内容を点検し、余白等に客観的事実以外の記載（噂や伝聞、個人的なメモ等）があれば、消した上で後任者へ引き継ぎましょう。

全民児連  
編

- 発行：毎年度／●配布対象：全委員／●その他：活動記録は引継資料だが、一斉改選後の新任委員用に、令和4年12月～令和5年3月までの4か月分の冊子を県庁経由で配布予定。

3 単位民児協会長のための情報誌 View

本誌は、会長として踏まえておくべき留意事項や地区運営のヒントなど、時宜を得た情報を掲載しています。

地区民児協会長に3部配布されています。



「単位民児協会長のための情報誌 View」(写真：225号)

- 発行：年4回
- 配布対象：地区民児協会長・副会長等

2 民生委員・児童委員のひろば

全国 23 万人の全民生委員に配布されている「ひろば」。その時々々の懸案となっている地域福祉や委員活動上の課題を取り上げ、国の施策や全国各地の動向、統計データ等を掲載しています。



「民生委員・児童委員のひろば」(写真：R 4.10月号)

- 発行：毎月
- 配布対象：全委員

4 個人情報の取り扱い

民生委員が活動する上で、住民の個人情報ではなくてはならないものです。長年積み上げてきた信頼関係を継続していくためには、その取り扱いは慎重に、また適切に管理していく必要があります。

この一斉改選を機に、あらためて市町村や地区民児協で整備・保有する名簿や台帳、福祉票などの個人情報の取り扱い方法について再確認するようにしてください。また、退任される皆さんは、活動上知り得た情報について、くれぐれも他に漏れることがないように留意ください。

左の冊子はいずれも、民生委員活動における個人情報の考え方やその留意点等が掲載されており、新任委員の学習資料として活用できます。特に、「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」では、取り扱いのポイントや紛失ケースの紹介、注意事項のチェックリストなどが、わかりやすくまとめられています。



(右)「個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点」

- ／●発行：H18.6／●配布対象：全委員

(中央)「民生委員・児童委員活動と個人情報」

- 発行：H18.3／●配布対象：全委員

(左)「大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて」

- ／●発行：H28.3／●配布対象：全委員

## 5 児童委員活動

「子どもの貧困対策と民生委員・児童委員活動（下段・左）」では、子どもの貧困に関する施策や支援活動の概要の他、そうした世帯や子ども達に対する支援の実践事例について紹介しています。

また、児童委員制度創設 70 周年を期して作成された「全国児童委員活動強化推進方策 2017（下段中央左）」では、これからの児童委員活動の方

向性や重点、その推進方法等が取り上げられています。

その他、毎年発行されている「児童委員活動の手引き（下段右）」では、子どもに関する時宜を得たテーマを取り上げ、その背景や統計データ、活動のポイントなどがわかりやすくまとめられています。



①「主任児童委員活動ハンドブック」  
●発行：H21.3  
●配布対象：主任児童委員



②「民児協における子育て支援活動等状況調査報告書」  
●発行：H22.3  
●配布対象：全委員



③「子ども・子育て家庭への個別支援事例集」  
●発行：H27.3 / ●配布対象：地区民児協 × 2部



④「児童委員協議会活動の充実のために」  
●発行：H27.3  
●配布対象：地区民児協 × 2部



⑤「子どもの貧困対策と民生委員・児童委員活動」  
●発行：H29.3 / ●配布：地区民児協 × 2部



⑥「児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策 2017」  
●発行：H29.11 / ●配布対象：地区民児協 × 5部



⑦「児童委員活動の手引き」  
(写真：第 47 集)  
●発行：毎年度 1 回  
●配布対象：全委員

児童委員関連の引き継ぎは、本頁の掲載資料のほか、皆さんが実際に活動している内容の引き継ぎも大切です。

地区あるいは担当区域内で児童委員として実施している登下校の見守りや親子を対象としたサロン、乳幼児健診など、地域の子どもたちとの関わり方も引き継ぎましょう。

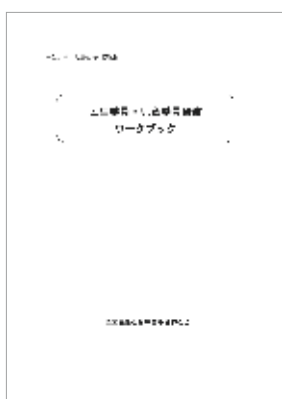
## 6 その他報告書・指針書・手引書等

民生委員制度創設 100 周年を期して策定した活動強化方策や各種報告書、推進の手引きなどは、新任委員の学習資料として活用できますので、引き継ぐようにしましょう（上段右・下段）。

また、（次頁に掲載する）「**民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集 1～4**」には、それぞれ分野別（①高齢者・②低所得者・③子ども・

子育て・④障がい児・者）対象者に対する基本的な考え方や、事例に基づいた具体的な対応方法などがまとめられています。

その他、毎年度、発行・配布されている「**民生委員児童委員必携（次頁下段右）**」には、民生委員に関わる法令や諸施策の解説、その活動に係る留意点などが掲載されています。



①「民生委員・児童委員研修ワークブック」  
●発行：H25.6  
●配布対象：地区民児協 × 2部



②「生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員活動」  
●発行：H27.6  
●配布対象：地区民児協 × 2部



③「事故防止のためのヒント集」  
●発行：H29.4 / ●  
●配布対象：全委員 / ●  
●データ：県民児協HPに掲載



④「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策」  
●発行：H29.7  
●配布対象：全委員



⑤「全国モニター調査報告書 第1分冊 社会的孤立状態にある世帯への支援」  
●発行：H30.3 / ●  
●配布：地区 × 1部



⑥「(同左) 第2分冊 委員の活動および意識、単位民児協の組織および活動に関する調査」  
●発行・配布：同左



⑦「これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書」  
●発行：H30.3  
●配布対象：地区民児協 × 2部



⑧「民生委員制度創設 100 周年活動強化方策 推進の手引き」  
●発行：H30.9  
●配布対象：地区民児協 × 1部



⑨「事例を通して支えあう～仲間と学ぶ事例学習～」  
●発行：H31.3 / ●配布対象：地区民児協 × 2部



⑩「災害に備える 民生委員・児童委員活動に関する指針」  
●発行：H31.3 / ●配布対象：地区民児協 × 1部



⑪「改訂災害に備える 民生委員・児童委員活動ハンドブック」  
●発行：R 4.1 / ●配布：本会が購入し全委員に配布



⑫「単位民児協運営の手引き（令和4年3月版）」  
●発行：R 4.3 / ●配布対象：地区民児協 × 1部



⑬「ヒント集第1集 高齢者（世帯）への支援」  
●発行：H29.1 / ●配布対象：全委員



⑭「ヒント集第2集 低所得者（世帯）への支援」  
●発行：H29.1 / ●配布対象：全委員



⑮「ヒント集第3集 子ども・子育て（家庭）への支援」  
●発行：H30.3 / ●配布対象：全委員



⑯「ヒント集第4集 障がい児・者への支援」  
●発行：R 1.6 / ●配布対象：全委員



(左)⑰全民児連発行のリーフレット等  
●その他：余部があれば、後任者へ引き継ぐ  
(右)⑱「民生委員児童委員必携」  
●発行：毎年度（全社協出版部・写真は第65集） / ●配布：県庁が一括購入の上、全委員に配布



全民児連の冊子データは、HPで（一部を除き）ダウンロードすることができます。データ（掲載場所の周知）での引き継ぎも検討しましょう。



1 きしょう  
徽章と身分証

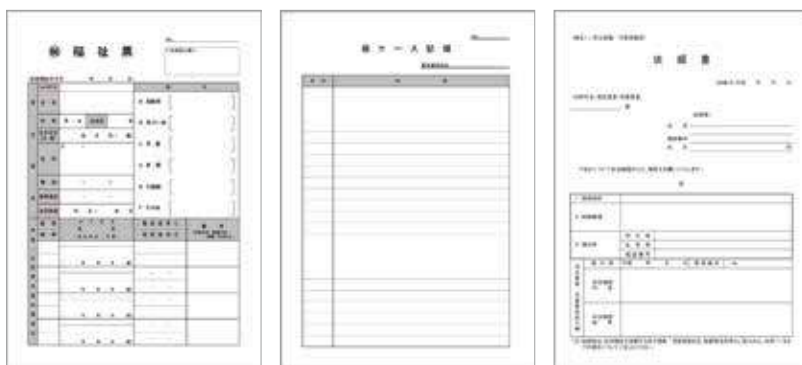


「徽章（通称：民生委員バッジ）」は、厚生労働省から県庁、市町村を經由して全委員に貸与されており、退任する際は市町村に返却する必要があります。男性はタイタック式、女性はピン式です。

また、県知事名（中核市は市長名）で発行されている「民生委員・児童委員証」も市町村に返却する必要があります。

「徽章」 ●配布時期：委嘱時／●配布対象：全委員

2 福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書



（左）「福祉票」、（中央）「ケース記録」、（右）「（状況報告の）依頼書」

福祉票は、退任・継続を問わず、改選を前に、あらためて記入漏れや変更点等を確認しましょう。また、書類上ではわからない、対象者との関わり方や留意点等についても、できるだけ後任者へ伝えられるようにしましょう。

状況報告の依頼書についても、継続的な支援を行うために、後任者へ引き継ぐようにしましょう。

3 ちば民児協だより



ちば民児協だより ●配布時期：年2回／●配布対象：全委員

本会が、毎年定期的に発行する定例会向け広報誌。

毎号一つのテーマを掘り下げ、民生委員の置かれている現況や役割、県内活動事例、事例検討などを掲載しています。データ（掲載場所の周知）での引き継ぎも検討しましょう。



4 その他資料等

(右) リーフレット「民生委員・児童委員 あなたのまちの相談相手」●発行：H30 / ●その他：毎年1人当たり 30～50部を配布。余部は後任者へ引き継ぐ。(中央) DVD「活動記録記入講座」●発行：H30.3 / ●配布対象：市町村民児協、希望された地区 (左)「腕章」●作成：H18 / ●配布対象：全委員  
※これまで引継物品としていた「活動記録・福祉票・状況報告記入マニュアル」は、この改選に限り、全新任委員分を配布します。

1 各種名簿・台帳

行政や社協から提供を受けている名簿や台帳等は、実施団体に返却、あるいは後任者へ引き継ぐ必要があります。ただし、この取り扱いは市町村によって異なりますので、不明な場合は市町村民児協事務局に問い合わせてみましょう。

また、地区民児協や委員個人で整備している名簿や台帳等も、個人で判断せず、(市町村・地区)民児協としての引継方法を確認するようにしましょう。この時、名簿等に記載されている住民には、委員交代の連絡とあわせて、後任者に情報を引き継いでもよいか確認を要する場合があります。住民の個人情報の取り扱いにはくれぐれもご注意ください。

3 その他返却の可能性のあるもの

- 市町村長名の身分証 / ● 生活保護世帯の開始・廃止等の連絡資料 / ● 緊急連絡通報システム申請書 / ● 市町村行政の福祉サービス申請書・手引き / ● 市町村社協サービスの申請書・手引き / ● 民生委員として就任した関係機関の資料 (町会・自治会・学校評議員・行政や社協主催の委員会・会議ほか) / ● 広報誌・パンフレット

市町村 編

2 生活福祉資金 借受世帯支援記録票

昭和 20 年代に民生委員が行った世帯更生運動を端緒とする「生活福祉資金貸付制度」。この制度のうち、福祉資金や教育支援資金などでは、民生委員の協力が求められています。

実際に協力が求められる場合、(県社協から)市町村社協を通して、貸付対象者ごとに、決定通知書や記録票などが綴られた(黄色の)ファイルが配付されています。そして、対象者への支援を行う際、ファイル内の記録票に必要事項(世帯の状況や支援記録)などを記載しています。

本制度にかかる書類は、このファイル内にまとめ、引き継ぐようにしましょう。また、基本的には、市町村社協・新旧委員・借受世帯の4者で引き継ぎを行うことが望ましいとされています。

## 全民児連編

1 活動記録

2・3 ひろば・View

4 個人情報の取り扱い

- ①個人情報の取り扱いについての基本的な考え方と留意点
- ②民生委員・児童委員活動と個人情報
- ③大丈夫ですか！ 個人情報が記載された書類等の取り扱いについて

5 児童委員活動

- ①主任児童委員活動ハンドブック
- ②民児協における子育て支援活動等状況調査報告書
- ③民生委員・児童委員による子ども・子育て家庭への個別支援事例集
- ④児童委員協議会活動の充実のために
- ⑤子どもの貧困対策と民生委員・児童委員活動
- ⑥児童委員制度創設 70 周年 全国児童委員活動強化推進方策
- ⑦児童委員活動の手引き

6 その他の報告書・指針書・手引き等

- ①民生委員・児童委員研修ワークブック／②生活困窮者自立支援制度と民生委員・児童委員活動／③事故防止のためのヒント集／④民生委員制度創設 100 周年活動強化方策／⑤・⑥民生委員制度創設 100 周年記念全国モニター調査報告書第 1・2 分冊／⑦これからの民生委員・児童委員制度と活動のあり方に関する検討委員会報告書／⑧民生委員制度創設 100 周年活動強化方策推進の手引き／⑨「事例を通して支えあう」／⑩災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針／⑪改訂災害に備える民生委員・児童委員活動ハンドブック／⑫単位民児協運営の手引き／⑬～⑯民生委員・児童委員による相談支援活動のヒント集 1～4／⑰全民児連発行のリーフレット等／⑱民生委員児童委員必携

## 県民児協編

1 徽章と身分証

2 福祉票・ケース記録・状況報告の依頼書

3 ちば民児協だより

4 その他資料等

- ①リーフレット「民生委員・児童委員あなたのまちの相談相手」／②DVD「活動記録記入講座」／③腕章

# 引継物品

## ～チェックリスト～

P 4～10 に掲載した資料等の引継物品のチェックリストです。

市町村・地区独自の引き継ぐモノについては、各自で下表にご記入のうえご活用ください。

## 市町村編

1 各種名簿・台帳

- ① ( )
- ② ( )
- ③ ( )

2 生活福祉資金 借受世帯支援記録票

3 その他返却の可能性のあるもの

- ① ( )
- ② ( )
- ③ ( )
- ④ ( )
- ⑤ ( )
- ⑥ ( )
- ⑦ ( )
- ⑧ ( )
- ⑨ ( )
- ⑩ ( )
- ⑪ ( )



# 引き継ぐモノ・コトをととのえる

本号差込資料。(写真左)「前任者から後任者への引継物品」と、(写真右)「あなたの区域の留意点」はA4判両面で構成。引継物品とあわせて後任者へ渡しましょう。

## 1 引き継ぐモノ（物品）をととのえる

- 退任される委員は、(P 4～10)「引き継ぐモノ・コト」や、(P11)「引継物品チェックリスト」を確認しましょう。
- 市町村・地区民児協は、できるだけ管内の引継物品を整理・統一するようにしましょう。
- コロナ禍での引継作業となりますので、データ（掲載場所の周知）での引き継ぎも検討しましょう。
- 福祉票など、個人情報に記載している資料は、その内容をあらためて確認しましょう。記載内容は、客観的な事柄のみに留めます。
- 引継物品が整ったら、できる範囲で、(本号の差込資料:写真左)「前任者から後任者への引継物品」を作成してみましょう。

## 2 引き継ぐコト（活動や思い）をととのえる

- 皆さんの**担当区域**の中で、引き継ぐべき内容を確認。
- できる範囲で、(本号の差込資料:写真右)「あなたの区域の**留意点**」に、担当区域内で行う活動や協力者、地域の良い点などを記載し、引継物品とあわせて後任者へ渡すようにしましょう。

## 3 不要な資料や個人情報をととのえる

- 不要な会議資料などは処分します。ただし、処分する資料の中に個人情報の記載があるものについては、市町村民児協事務局へ処分方法を問い合わせてください。
- あらかじめ、市町村または地区民児協で処分方法を決めているところや、事務局が全委員から回収の上、シュレッダーにかけているところもあります。

# 民生委員・児童委員 活動ハンドブック

- 発行：R4年度
- 体裁：A5判・140頁程度
- 配布：全委員
- 費用：無料

本会では、今冬に「民生委員・児童委員活動ハンドブック」を発行します。

このハンドブックには、地域福祉の最前線で活動する民生委員の皆さんが実践的に活用できるように、下記内容を掲載する予定です。

また、地区民児協の定例会などで委員同士が話し合うための題材や、共通認識を持つための

ワークシート等も掲載します。

その他、各テーマごとに動画も作成する予定です。ハンドブックには、QRコードを掲載し、スマートフォン等でこのQRコードを読み取ると、外出先や定例会時に（本会HPに掲載する）動画を視聴することができます。ぜひ、冊子と一緒にご活用ください。

## 概要

（令和4年9月現在）

### 1章 民生委員・児童委員活動のイロハ

1. 活動を始める前に
2. 基本的な役割と立ち位置
3. 活動の優先順位
4. 民児協と仲間たち

### 2章 民生委員・児童委員の具体的な取り組み

1. 訪問活動・電話連絡
2. 金銭の取り扱い
3. 個人情報の取り扱い
4. 地域や福祉関係機関とのつながり方・仲間づくり
5. 特性別テーマ（認知症／ひとり暮らし／子育て中の親／子どもたち／精神障がい者／知的・身体障がい者／町会・自治会／社協／学校／虐待／外国籍／社会的孤立／住民）
6. 災害・非常時・緊急時における活動

### 3章 その他

1. 市町村の相談窓口
2. 福祉のイロハ

※今後内容が変更されることがあります。

### 3 事業報告 決算

## 令和3年度 事業報告 (概要版)

※詳細は、本会HPをご参照ください。  
(<https://www.chiba-minkyō.or.jp>)

### 1. 研修事業

#### (委託事業)

- ① 単位民児協会長研修会  
動画配信(本会HPに掲載)で開催  
/(人数) 195名
- ② 中堅民生委員児童委員研修会  
動画配信(本会HPに掲載)で開催  
/(人数) 1236名
- ③ 事例検討研修会  
動画配信(本会HPに掲載)で開催  
/(人数) 368名
- ④ 新任民生委員児童委員研修会  
DVD貸出/(人数) 115名
- ⑤ 主任児童委員研修会  
動画配信(本会HPに掲載)で開催  
/(人数) 410名
- ⑥ 相談技法研修会  
(期間) 令和4年2月9日・22日に  
オンライン開催/(人数) 各日15名

#### (自主事業)

#### (派遣事業)

- ⑦ 全国民生委員児童委員大会  
動画視聴/(場所) 京都府・京都市/(人数) 11名
- ⑧ 全国民生委員児童委員リーダー研修会  
動画配信/(人数) 24名
- ⑨ 全国児童委員活動研修会  
動画配信/(人数) 28名
- ⑩ 関東ブロック民生委員児童委員研究協議会(千葉市) 動画配信/(人数) 11名
- ⑪ 全国民生委員指導者研修会  
DVD学習等/(人数) 1名

### 2. 指導事業

- ① 指定民児協助成事業  
(概要) 4地区への助成。新規助成民児協の研修会コーディネート(1箇所)
- ② ちば民児協だよりの発行(年2回発行)  
(概要) 編集委員会2回開催。
- ③ 市町村民児協事務局会議  
(期日) 令和3年6月30日  
(人数) 44名
- ④ HP更新・PRリーフレット配布
- ⑤ 主任児童委員連絡会(2回)
- ⑥ 民生委員・児童委員活動ハンドブックの作成検討
- ⑦ アーカイブス事業の推進
- ⑧ サーマルカメラ等の貸出

### 3. 法人事業

- ① 理事会(3回)
- ② 評議員会(2回)
- ③ 正副会長会議(9回)
- ④ 決算監査会(1回)
- ⑤ 慶弔事業(下記の通り)
- ⑨ 令和3年度市町村民児協運営状況調査
- ⑩ 第20回千葉県民生委員児童委員大会  
第1回運営委員会

#### ●全国互助事業給付金状況(本会収支には関連なし)

種別		件数	金額	
公務	公務死亡	0件	0円	
	公務傷害	5件	210,000円	
一般	一般死亡	18件	540,000円	
	配偶者死亡	32件	480,000円	
	一般傷病	2ヶ月未満	7件	56,000円
		2ヶ月以上	76件	760,000円
	災害見舞	全壊・大規模半壊	1件	100,000円
		半壊	0件	0円
退任慰労		44件	182,000円	
計		183件	2,328,000円	

#### ●県民児協弔慰金給付状況

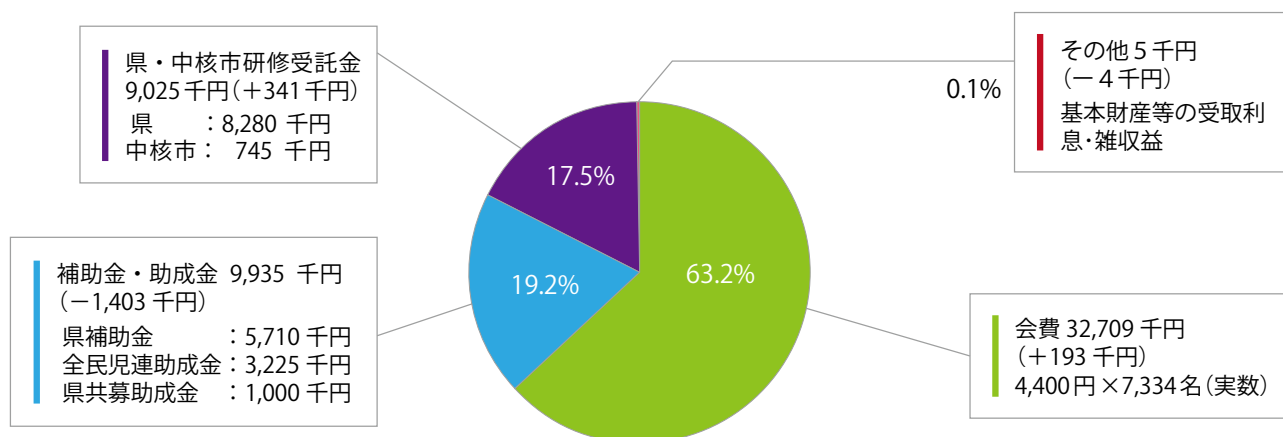
種別	件数	金額
物故者委員	17件	170,000円
配偶者	30件	90,000円
計	47件	260,000円

# 令和3年度 決算（概要版）

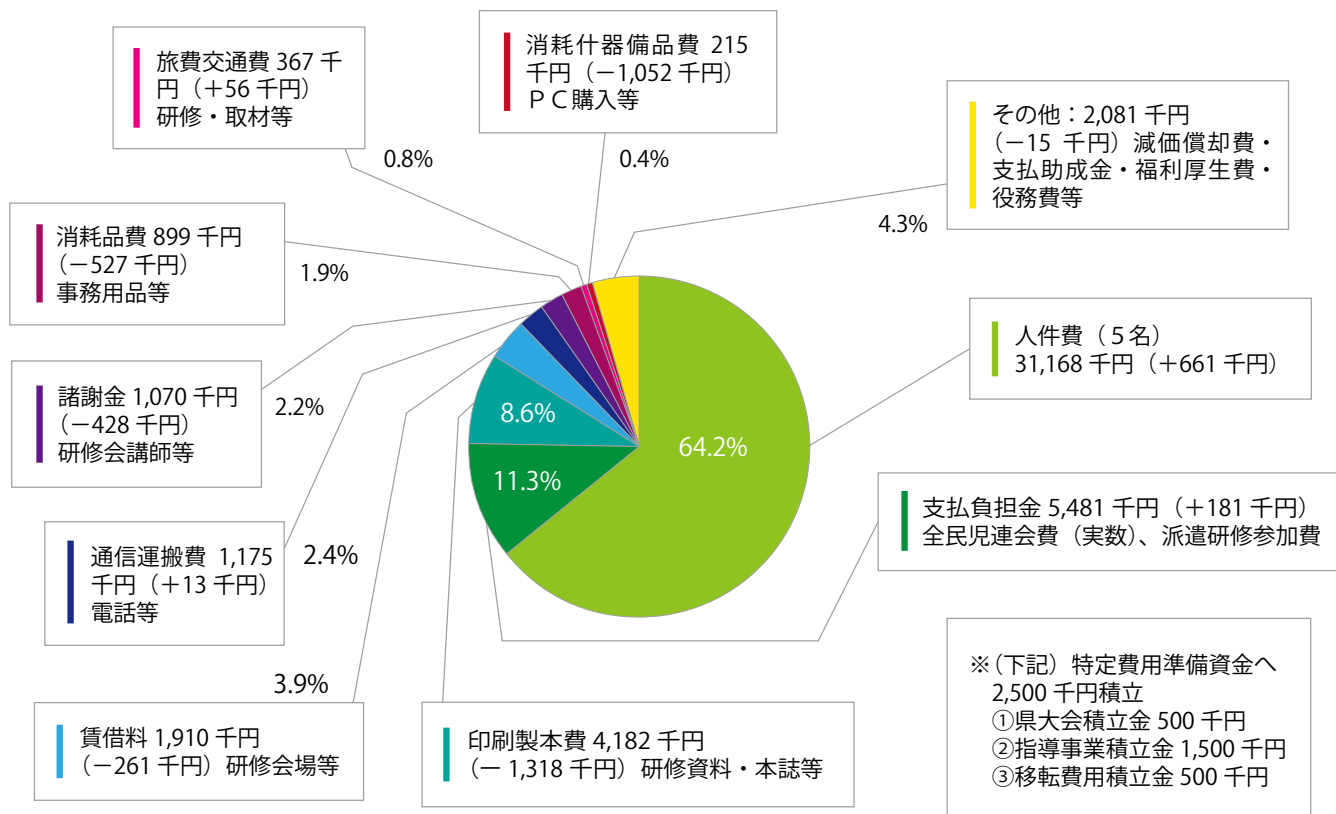
令和3年度事業決算（正味財産増減計算書）の概要は、下図の通りとなります。より詳細な内容についてご覧になりたい方は、本会HPに平成25年度以降の財務諸表を掲載していますので、そちらをご覧ください。

※(カッコ)内の±は前年比の増減です。  
※下記数字は、100円以下は四捨五入で記載

## 1 収入の内訳（概要） 経常収益計：51,674千円（前年比－873千円）



## 2 支出の内訳（概要） 経常費用計：48,548千円（前年比－2,687千円）



※(下記) 特定費用準備資金へ2,500千円積立  
 ①県大会積立金 500千円  
 ②指導事業積立金 1,500千円  
 ③移転費用積立金 500千円

お知らせ

1

## 10月1日から「令和4年度赤い羽根共同募金」が始まります！

民生委員と共同募金運動との関わりは、大正時代の「生活困窮者への支援運動」を端緒とし、それ以後、時代とともに変化する地域福祉課題や住民が安心して暮らすことのできる地域づくりのために、ともに歩んできました。

昭和22年に戦後の国民助け合い運動として創設された「赤い羽根共同募金」は、近年ますます多様化・複雑化する社会福祉課題の解決や頻発する災害の復興支援の取り組みをはじめ、民間社会福祉施設やボランティア団体の活動などに役立たせていただきます。

これからも地域福祉の発展のため、引き続き皆様のお力添えをお願いいたします。



社会福祉法人  
千葉県共同募金会

(住所) 〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 県社会福祉センター 2 階  
(TEL) 043-245-1721 (FAX) 043-242-3338 (HP) <https://www.akaihane-chiba.jp/>  
(E-mail) c-kyoubo@akaihane-chiba.jp

編集後記

本号では、一斉改選直前号として、「引き継ぐモノ・コトをととのえる」と題して特集を組みました。

今回の特集を機に、コロナ禍での活動を振り返ってみると、「立ち止まる」ことの大切さを感じた3年間でもありました。

長い自粛生活では、これまでの活動をはじめ、地域や担当区域の高齢者・子ども達のこと、自身の家族のことなど、あれやこれやと思いを馳せる時間を取ることができました。

普段は慌ただしい日常の中で、なかなか立ち止まって振り返ることはできません。そういう意味では、貴重な時間を持てたと感じています。

一斉改選までもう少しです。皆さんもぜひ、改選前に、これまでの活動で感じたことや地域のことを話し合う機会をもってください。

ちば民児協だより編集委員長 山名 恵子

お知らせ

2

## 令和4年度 春の勲章・褒章受章者

次の方々が、褒章・勲章の栄に浴されました。  
誠におめでとうございます。

### 令和4年春の褒章・勲章

藍綬褒章（社会福祉功労）	船橋市	大槻 明子 様
藍綬褒章（人権擁護功績）	船橋市	今野 恵美子 様
藍綬褒章（社会福祉功労）	鎌ヶ谷市	山本 幸子 様
瑞宝双光章（更生保護功労）	船橋市	磯部 晴子 様
瑞宝双光章（警察功労）	佐倉市	澤田 博 様

発行日：令和4年10月20日

発行人：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会 会長 榎本 豊

発行所：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県社会福祉センター内

電話：043-246-6011 / FAX：043-248-0084 E-mail：home@chiba-minkyoo.or.jp

作成：公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会「ちば民児協だより編集委員会」

作成協力：合同会社 泉恵造研修企画工房

その他：当会会員以外の方が複製・転載等で使用される際は、事前にお申し出ください。本誌の発行には、皆様の善意による共同募金の配分金を一部活用させていただいております。

